

市からの連絡帳



7月は、固定資産税・都市計画法第2期の納期です。  
納付には、便利な口座振替を。  
納税課 ☎(☎460 - 9831)

届出

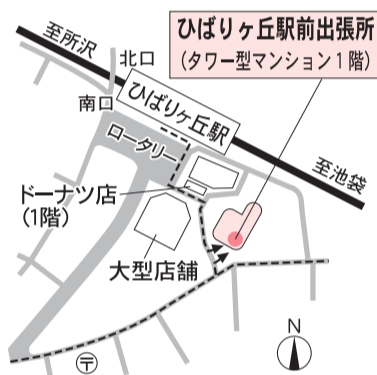
5月7日からひばりヶ丘駅前出張所が開設

中原出張所と谷戸出張所は統合し、ひばりヶ丘駅前出張所として開設しました。

また、これまでひばりが丘図書館に設置されていた住民票等自動交付機は、ひばりヶ丘駅前出張所の開設に伴い、移設しました。

取扱い業務は、今までどおりです。

◆ひばりヶ丘駅前出張所  
(〒202 - 0005 住吉町3 - 10 - 25 ☎425 - 7577)



駅からお越しの場合  
西武池袋線ひばりヶ丘駅南口ロータリーより大型店舗とドーナツ店の間に入り、タワー型マンションに沿って右に進んでください。

自転車などでお越しの場合  
近くにある公共の自転車駐車場(有料)をご利用ください。

市民課 ☎(☎460 - 9820)  
保 ☎(☎438 - 4020)

住民基本台帳カードの交付手数料が一定期間無料に!

市内在住の希望される方に、住民基本台帳カードを発行します。15歳未満の方の申請は、法定代理人により申請が可能です。親権の関係がわかる書類をお持ちください。

◆住民基本台帳カードとは?  
Aタイプ(氏名のみを記載)と、Bタイプ(住所、氏名、生年月日、性別および顔写真を記載)の2種類があり、Bタイプは、公的な身分証明書としてご利用いただけます。

住民票の写しを他市区町村で受け取れるサービスが利用できます。

転入・転出手続きを簡略化するサービスが利用できます。

住民基本台帳カードでは、住民票等自動交付機をご利用になれません。

◆無料期間 平成23年3月31日まで

◆申請方法(本人のみ)

受付場所・時間  
市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)・月~金曜日午前9時~11時30分、午後1時~4時30分

必要なもの  
本人確認書類  
即日交付...運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書など

照会交付...顔写真の貼付してある証明書などをお持ちでない方は、照会書を郵送する方法で本人確認をさせていただきますので、健康保険証などをお持ちください。

印鑑(認め印) 写真(Bタイプのみ)

写真は、申請6月以内に撮影した無帽、正面、無背景、縦4.5cm×横3.5cmのものをお持ちください。写真の裏側には氏名を明記してください。

写真は市民課で無料撮影できま

す。  
市民課 ☎(☎460 - 9820)  
保 ☎(☎438 - 4020)

国保・年金

国民健康保険料の夜間・休日納付相談窓口

◆夜間窓口  
☎7月1日(水)・2日(木)・3日(金)  
午後5時~8時

◆休日窓口  
☎7月4日(土)午前9時~午後4時  
健康年金課(田無庁舎2階)

平日の納付相談窓口および夜間・休日に開設する納付、相談窓口は、田無庁舎のみで取り扱いますのでご注意ください。

健康年金課 ☎(☎460 - 9822)

出産育児一時金、葬祭費の支給

国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。

◆出産育児一時金の支給  
国民健康保険に加入している方が出産をしたとき、申請により世帯主に支給されます。ただし社会保険で支給される方は対象になりません。

必要なもの  
保険証、印鑑、世帯主名義の口座が確認できるもの、産科医療保障制度などに加入している医療機関で出産した場合それを証明する書類(領収書など)

◆葬祭費の支給  
国民健康保険に加入している方が死亡し葬祭を行ったとき、申請により喪主の方に支給されます。

必要なもの  
会葬礼状または葬儀の領収書、保険証、印鑑、喪主名義の口座が確認できるもの

申請窓口 健康年金課(田無庁舎2階) 市民課(保谷庁舎1階)  
健康年金課 ☎(☎460 - 9821)

今月から21年度国民年金保険料免除等の申請受付開始

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除制度をご利用ください。

◆免除制度

(1)全額免除...14,660円  
(2)一部納付(3種類)  
4分の1納付...3,670円  
半額納付...7,330円  
4分の3納付...11,000円

被保険者、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合に、申請により利用できます。

免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、年金額は以下のとおり計算されます。

(1)全額免除期間...3分の1  
(2)一部納付期間(3種類)  
4分の1納付期間...2分の1  
半額納付期間...3分の2  
4分の3納付期間...6分の5

(一部納付分の保険料を納付しない場合、免除が無効)ただし、国庫負担割合が2分の1に引き上げられた場合は変更があります。

また、免除期間が10年以内であれば、あとから保険料を納めることもできます(承認期間の翌年度から起算して3年度目以降の保険料を納付するときは、加算額が上乘)

また、30歳未満の方には、本人、配偶者の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請により「若年者納付猶予制度」が利用できます。

なお、20年度の免除等申請は、7月末日まで受け付けています。

申請窓口 健康年金課(田無庁舎2階) 市民課(保谷庁舎1階)  
健康年金課 ☎(☎460 - 9825)

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

国民健康保険高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税の課税所得金額(前年所得)と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。該当の方には、7月下旬に高齢受給者証または被保険者証を郵送します。



「国民健康保険高齢受給者証」

◆基準収入額適用申請書の提出  
定期判定により3割負担の判定で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、申請により1割負担(平成22年4月1日からは2割負担)となります。該当の方は基準収入額適用申請書をご提出ください。

負担割合の判定基準

【1割負担の方】  
(1)同一世帯の70~74歳の国保被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上の方がいない場合

(2)住民税課税所得が145万円以上の方で国保被保険者の収入の合計が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割負担(平成22年4月からは2割負担)

世帯に70~74歳の国保被保険者が1人の場合は、収入が383万円

未満  
世帯に70~74歳の国保被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円未満

世帯に70~74歳の国民健康保険加入者が1人で、加入者本人の収入が383万円以上であっても、世帯に長寿医療制度(後期高齢者医療制度)移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる場合、旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

【3割負担の方】  
下記の とともに該当する場合  
同一世帯の70~74歳の国保被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

70~74歳の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上の場合

健康年金課 ☎(☎460 - 9822)

「後期高齢者医療被保険者証」

◆基準収入額適用申請書の提出  
定期判定により3割負担の判定で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、申請により1割負担となります。該当の方は基準収入額適用申請書をご提出ください。

負担割合の判定基準

【1割負担の方】  
(1)住民税課税所得が145万円未満の被保険者

(2)住民税課税所得が145万円以上の方で被保険者の収入合計が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割(該当と思われる方には、申請書を送付)

世帯に被保険者が1人の場合は、収入が383万円未満  
世帯に被保険者が2人以上の場合

世帯に被保険者の方が1人であり被保険者の収入が383万円以上であっても、同じ世帯の中に被保険者ではない70~74歳の方との収入の合計が520万円未満の場合

【3割負担の方】  
住民税課税所得が145万円以上で世帯に被保険者の方が1人の場合は、収入が383万円以上  
被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円以上の場合  
被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方です。

広域連合では、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について、「東京いきいきネット」<http://www.tokyo-ikiiki.net>で情報提供を行っていますので、ご利用ください。

健康年金課 ☎(☎460 - 9823)